

2023-2025 年度課題別研修「全人的教育：日本の実践的なアプローチ」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として参加する教育省・地方教育機関の職員に対し、日本の学校現場における非認知能力に関連する取組みを学ぶ機会を提供し、研修員が自国で非認知的教育活動を導入できるようなアクションプランの策定を支援することを目的とするものです。

本業務の遂行にあたっては、学校法人 文京学院（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、大学附属の幼稚園、中学校、高等学校に加え、子育て支援施設と観察室を併設した保育実践研究センターも有していることから、幼稚園から中学・高等学校まで連続しながら高度化していく全人教育の実践を学ぶための研修機会を提供することが可能です。また、教員養成課程を有しており、附属校や保育実践研究センターでの教育実習を通じて、非認知能力の習得における教員の役割を学生が理解していく過程を研修員が学ぶことができる環境が整っています。また、文部科学省が日本型教育の海外展開を推進する事業「EDU-Port ニッポン」の調査研究「オンライン特活による公衆衛生・SDGs 課題解決教育モデルの開発」（2021 年度採択）では、株式会社パデコおよび文京学院大学附属校と協力し、インドネシア、ウズベキスタン、エジプト、マレーシアにおける ICT 技術を活用した日本型特別活動に係る調査研究も行っており、日本の全人的教育・特別活動等の取組みについて、途上国の文脈にあわせたモデル化検証の実績を有しています。

加えて、特定者は海外での日本の教育モデルの展開、情報共有や共同研究、国際発信を行う「国際教師力研究会」や「全国小学校学校行事研究会」など、全人的教育や特別活動に関連する研究会で中心的な役割を担っている研究者が複数在籍し、当該分野における国内外の幅広い人材ネットワークを有していることから、専門性の高い多様な講師を招請できます。

以上の理由から、特定者は本研修で扱う日本の全人的教育、特別活動について、他国のモデルと比較しながら途上国の文脈にあわせた研修を提供できる唯一の機関であり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「全人的教育：日本の実践的なアプローチ」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 9 月 12 日～2023 年 11 月 22 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 8 月 18 日～2024 年 1 月 31 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用

するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2023 年度案件を第 1 回目として受託し、2025 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期限	2023 年 4 月 11 日（火）正午まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	下記※参照のこと
	提出方法	郵送またはメール（郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023 年 4 月 19 日（水）
	通知方法	郵送またはメール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送またはメール（郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）
	請求締切日	2023 年 4 月 26 日（水）
	回答予定日	2023 年 5 月 8 日（月）
	回答方法	郵送またはメール

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 2）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 誓約書（様式 2）

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：中沢）

電話：03-3485-7469 Email: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2023-2025 年度課題別研修「全人的教育：日本の実践的なアプローチ」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

全人的教育：日本の実践的なアプローチ

（2）技術研修期間（予定）

全体期間：2023 年 9 月 12 日～2023 年 11 月 22 日

来日研修受入期間：2023 年 9 月 27 日～2023 年 10 月 21 日

遠隔研修①受入期間：2023 年 9 月 12 日～2023 年 9 月 15 日

遠隔研修②受入期間：2023 年 11 月 21 日～2023 年 11 月 22 日

（3）研修員（予定）

1）定員 8 人

2）研修対象国 マレーシア、モンゴル、パラオ、イラク、パレスチナ、エジプト、南アフリカ共和国、マダガスカル

3）研修対象組織・対象者

教育省・地方教育機関で教育政策やカリキュラム改訂等に従事する教育省職員

（4）研修使用言語 英語

（5）研修の背景・目的

持続可能な開発目標（SDGs）において、ゴール4で「すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という目標が掲げられている。JICAは基礎教育において、特に学校に通っていても必要最低限の読解力や計算力を習得できていない「学習の危機」に対応することを最優先とし、すべての子どもが基礎的な読解力・計算力を身に着けることを目指した協力をこれまで実施している。2017年のOECD教育政策レビューにおいて、知・徳・体をバランスよく育むことを通じた児童生徒の全人格的な完成を目指す全人教育の提供が日本の教育の成功要因として指摘されている。認知能力だけではなく、自己肯定感、やり抜く力、協調性やリーダーシップ等の非認知能力は、将来にわたって子どもたちが自らの才能や能力を開花させていくために重要な役割を果たすことが明らかになっている。そのため、日本の教育の強みを生かしながら、これらの非認知能力も含めた「学び」の改善を視野に入れた協力をJICAとして進めている。これまでエジプトに

において、特別活動を中心とした日本式教育の導入支援を行っている。また、マレーシア等でも同様の取り組みが始められており、全人的教育に関心を持つ国が徐々に増えてきている。このような背景を踏まえて、本研修では、日本の学校現場における非認知能力に関連する取り組みを学ぶ機会を提供することを通じて、研修の参加者が自国で非認知的教育活動を導入できるようなアクションプラン策定を支援することを目的とする。

(6) 案件目標

本研修では、日本の学校現場の非認知能力に関連する取り組みを学習し、自国における教育活動と比較・分析を行い、非認知的教育活動の導入に向けたアクションプランを作成する

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 日本の教育現場（幼稚園～中学校）で実践されている全人的教育の取り組みや授業（特別活動を含む）を観察・分析する
- 2) 授業案の作成、授業実践を通して、日本の全人的な教育の授業（非認知的領域を含む）を体験することで、全人的な教育の概観を理解する
- 3) 子どもの非認知的スキル習得のための教員や学校教育の役割、日本における全人的教育推進のための教員研修や教員の能力強化方法について理解する
- 4) 日本の全人的教育と自国の非認知的／認知的領域の活動の取り組みに関して比較分析される
- 5) 自国の学校における全人的教育の導入に向けた実行可能なアクションプランが作成される

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 日本の教育現場の視察や有識者（大学教員や幼稚園・小学校・中学校の教員）との講義・協議などを通じて、日本における全人的な教育の特徴・取り組みについて学習する
- イ. 全人的な教育（非認知的領域を含む）の授業案がどのように準備されているかを学び、どのように授業が実践されているかを体験する
- ウ. 子どもの非認知的スキル習得のための教員や学校教育の役割、日本における全人的教育推進のための教員研修や教員の能力強化方法について理解する
- エ. 自国と日本の取り組みにおける違いを比較し、それぞれの強み／弱みや課題について分析する
- オ. 自国における全人的教育の導入に向けた実行可能なアクションプランを作成する

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年8月18日～2024年1月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

各国の教育省・地方教育機関の職員に対し、日本の学校現場の非認知能力に関連する取り組みを紹介し、自国における教育活動との比較・分析を通して、非認知的教育活動の導入に向けたアクションプランの作成を支援する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(遠隔研修の動画配信及びオンライン講義を想定した使用資機材の手配を含む)
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 動画教材の撮影及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 11) ライブ講義の配信及びそれに係る対応(チャットでの質問回答、研修員の通信環境サポート、討議・実習などの補助を含む)
- 12) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 13) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び

JICA への報告

- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 研修員の技術レベルの把握
- 18) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 19) 研修員からの技術的質問への回答
- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 21) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上